

ファミリーホーム ゴロゴロくん 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会(以下、「法人」という。)が運営する小規模住居型児童養育事業(以下、「事業」という。)は、法人の所有する住居において複数児童との共同生活の中で、受託児童(以下、「児童」という。)の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

(運営の方針)

第2条 法人は、家庭的な環境の下で児童の意思や個性を尊重し、差別なく平等に扱い、その権利擁護に努めるものとする。

2 事業所は、地域との結びつきを重視し、子ども相談センターとの連携の下、学校、児童福祉施設、警察署、要保護児童対策地域協議会、その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 事業所は、児童の状況に応じた養育ができるよう、自立支援計画に基づき実施するものとし、児童の状況により養育内容の確認や見直しを行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 ホームの名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	ゴロゴロくん
所在地	羽島市

(養育者等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業に従事する養育者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおり。

- (1) 管理者(兼養育者) 1名 事業の管理運営に関すること及び児童の養育全般
- (2) 養育補助者 2名 児童の養育全般

(入居定員)

第5条 入居定員は6人とする。

(養育の内容)

第6条 養育の内容は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく義務教育、高校等(義務教育を除く学校教育)の他、必要な社会教育活動・子ども会や地域行事への参加。
- (2) 児童の身体の変調に注意を払い、必要な応急処置を行い、医療機関との連携を図る。また必要に応じて視診や検温をして、協力医療機関での診察を受ける。
- (3) 児童の心身の発達状況により、福祉サービス、子育てサービス等の利用支援を行う。
- (4) 児童の食事は、栄養面を考え、献立は変化に富み、食品の種類、調理法について児童の嗜好、心身の状況にあわせた食事を提供する。

- (5) 児童が使用する設備、食器、飲用水について、衛生管理に努める。また設備・食器については年齢に応じた掃除分担や消毒等の促進によって清潔さを保ち、飲用水は、羽島市上水道を使用する。
- (6) 児童ごとに個別記録書を設け、自立支援計画を基に養育を行う。その際は委託の目的や委託期間、養育上の留意点等を記載した様式を用いる。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業者は、緊急の事態が生じた場合、その他必要な場合は、学校、子ども相談センター、福祉事務所、児童福祉施設、医療機関その他関係機関との連携の上、児童のために必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第8条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため避難その他必要な訓練を行うとともに、消火器等の消火用具、誘導灯、その他非常災害に必要な設備を設けるものとする。

(児童の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項)

第9条 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のために責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、養育者、補助者に対し定期的な研修を実施するものとする。

(外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容)

第10条 事業者は、自らその行う養育の質を評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に養育の質の改善を図るよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所には、養育者等、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するものとする。

2 事業者は、児童からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

3 事業の養育者等は、正当な理由なく、その業務上知りえた児童又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、養育者等であった者に対しても、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、児童の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症等の予防に関しても必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者、養育者等の協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。